

## <青森みちのく>入金照合サービス規定

2025年1月1日現在

### 1. サービスの内容

- (1) 青森みちのく銀行（以下「当行」といいます。）は、「<青森みちのく>入金照合サービス申込書」（以下、「申込書」といいます。）の「振込専用口座」に定める貴社名義の振込専用の当座預金口座もしくは普通預金口座（以下、「振込専用口座」といいます。）を申込書の振込専用支店に開設します。
- (2) 振込専用口座へ振込まれた資金は、申込書の「入金指定口座」に指定する預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）に、即時に振替えます。

### 2. 振込専用口座のサービス規定

- (1) 振込専用口座は、申込書をもって開設するものとし、別途、印鑑票のお届けは不要とします。
- (2) 振込専用口座は、「1. サービスの内容」の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象とはしません。
  - ① 取引情報照会
  - ② 通帳、当座入金帳の発行
  - ③ キャッシュカードの発行
  - ④ 残高証明書の発行
  - ⑤ 小切手帳の交付
  - ⑥ 手形帳の交付
- (3) 振込専用口座は、付利計算の対象とはしません。

### 3. 手数料

- (1) 手数料は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず預金通帳・同払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、「手数料引落口座」から自動的に引き落とします。
- (2) 月額基本手数料は、当月分について翌月の当行所定の日に引き落とします。

なお、1ヶ月に満たないサービス提供期間についても、1ヶ月分月額基本手数料をいただきます。
- (3) 口座使用料は、当月末の口座数に基づいて翌月の当行所定の日に引き落とします。

### 4. 届出事項の変更

- (1) 届出名称、商号、代表者、住所、電話番号、印章その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により申込口座店へ届け出てください。

この届け出前に契約者に生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。
- (2) 前項により届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したもの

とみなします。

## 5. 解約等

- (1) 本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約できることとします。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) 前項の通知を当行が書面により行う場合において、当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 振込専用口座について6ヶ月以上にわたり取引がない場合、または届出事項を変更した場合で「4. 届出事項の変更」に基づく変更の届出がない場合は、当行は本サービスを解約する場合があります。
- (4) 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に解約する場合があります。
  - ① 「支払の停止」または「破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始もしくは特別清算開始の申立」があったとき。
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき。
  - ④ 契約者が「3. 手数料」に定める手数料を支払わないとき。
  - ⑤ 契約者が本規定の各条項に違反したと当行が認めたとき。
- (5) 本契約が解約された後に振込専用口座への振込があったときは、貴社になんら通知することなく振込資金を仕向銀行宛に返却します。この場合、振込依頼人、仕向銀行その他の第三者からの異議により損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 6. 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行所定の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定等により取扱います。

## 7. 免責事項

「1. サービスの内容」に基づく入金指定口座への入金について、振込依頼人、仕向銀行その他の第三者からの異議により損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 8. 契約期間

本サービスの提供期間は利用申込の日から1年間とします。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに契約者または当行が相手側に対して別段の意思表示を行わない場合は期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以後も同様とします。

以 上